

終身共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p><u>（感染症における事故日の取扱い）</u> <u>第46条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て） 第47条 [以下略]</p>	<p>（契約者割戻金の割り当て） 第46条 [以下略]</p>
<p>（据置割戻金に対する利息） 第48条 [以下略]</p>	<p>（据置割戻金に対する利息） 第47条 [以下略]</p>
<p>（契約者割戻金の支払い） 第49条 規約第70条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。 （1）共済契約者が指定する金融機関の口座への振込みによる支払い （2）第53条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い [以下略]</p>	<p>（契約者割戻金の支払い） 第48条 規約第70条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金につき、この会は、次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。 （1）共済契約者が指定する金融機関の口座への振込みによる支払い （2）第52条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い [以下略]</p>
<p>（据置割戻金の通知） 第50条 [以下略]</p>	<p>（据置割戻金の通知） 第49条 [以下略]</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み） 第51条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み） 第50条 [以下略]</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第52条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第51条 [以下略]</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い） 第53条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い） 第52条 [以下略]</p>

新条文	旧条文
<p>(重複の回避)</p> <p>第54条 第51条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第51条を適用します。</p> <p>2. 第52条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第9条(共済金受取人)第5項および第10条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第27条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第52条を適用します。</p>	<p>(重複の回避)</p> <p>第53条 第50条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第12条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第50条を適用します。</p> <p>2. 第51条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第9条(共済金受取人)第5項および第10条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第27条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第51条を適用します。</p>
<p>(改 廃)</p> <p>第55条 [以下略]</p>	<p>(改 廃)</p> <p>第54条 [以下略]</p>
<p><u>付 則 (2020年(令和2年)11月12日細則一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2021年1月1日より施行します。</u></p>	<p>[新設]</p>